



中部電力

経済産業大臣への報告の概要

2026年10月29日
中部電力株式会社

1. 本事案に関する事実関係及び経緯

2023年12月

- 発電側課金導入にともなう、各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請を受け、発電原価の変動額について当社にて算定、その算定結果を用いて中部電力ミライズ（以下「ミライズ」）が料金単価を算定

2024年 1月

- 1月24日～26日の間に当社にて算定誤りを認識し、①影響額等の精査、②ミライズへの伝達、③後任者に分かる形での記録・引継ぎを指示
※ただし、当社内での伝達指示は確認されたものの、ミライズへの資料共有等の客観的記録がなく、算定誤りをミライズが認識していたとまでは確認できなかった

2024年 2月

- 当社は、遅くとも2月1日までに影響額を精緻化し、原価への影響約17億円、料金単価への影響1銭/kWhまたは2銭/kWh程度と把握（遅くとも2月上旬頃までに、当社側で算定誤りを修正せず、当初の算定結果により変更届出を行うとの方向性が形成）
- ミライズは、2月6日に、経済産業大臣に対して特定小売供給約款の変更届出（2024年4月1日実施）を実施
- 2月9日と13日に、電気事業連合会から、他電力会社の届出誤りによる取下げ・再届出の事例の情報共有と、各社への確認依頼が展開されたが、当社はこれらを契機として、本件算定誤りを反映した原価算定や監督官庁への相談などの対応を行わなかった

2024年 3月

- 3月頃、当社にて、算定誤り、影響額約17億円および修正しないとの対応方針を記載した引継ぎメモを作成

2026年 6月

- 将来的な特定小売供給約款の変更届出に向けて、当社にて原価算定に関するデータの内容確認を行い、当該事象について認識、ミライズと今後の進め方について相談

2026年 7月

- 当時の算定内容について追加の誤りがないかの精査などを実施（精査の結果、最終的な影響額は27億円の拡大）

2026年 8月～9月

- 監督官庁へ報告するとともに、ミライズおよび当社双方の取締役会へ本件を報告
- 外部弁護士による関係者への聞き取り調査等を実施
- 本事案を公表（9月10日お知らせ済）するとともに、同日、経済産業大臣からミライズに対する報告徴収を受領
- ミライズは9月29日に報告徴収への報告を実施するとともに、同日、経済産業大臣から当社に対する報告徴収を受領

2. 本事案の原因究明と再発防止策

- 今回、対象届出における電気料金の諸元となる原価に一部算定誤りがあったことを把握したにも拘わらず是正に向けた対応が取られなかった。これは、当社が9月14日に公表した原子力の不適切事案と同じく、お客さまや社会の視点よりも当社社内の論理を優先する「独自の正当化理論」の存在が根底にあり、誤りを認め、速やかに報告し、正すことができなかった組織の機能不全が、本質的な問題であると考えている。
- お客さまに日々ご負担いただく電気料金において算定誤りを起こしてしまったこと、またそれを速やかに是正できなかったことについて極めて重く受け止めており、お客さまからの信頼を最優先に判断する組織へと立て直していくため、本事案の原因を踏まえた再発防止策を、二度と同様の事案を発生させないという強い決意のもと、着実に実行していく。

項目	対象	発生原因	再発防止策
① 組織風土	当社	・お客さまの視点よりも社内の論理を優先した「独自の正当化理論」の存在 ・小売料金を正確に算定することに対する意識の低さ ・上位者判断への依存	・倫理・コンプライアンスに関する教育の徹底 ・正しい業務を遂行することに対する理解向上 ・誤り・失敗への感度を高め、速やかに報告する・させる仕組みや組織風土の醸成
② 算定・チェック体制		・業務引継ぎ時における再検証を行う仕組み・機能の不全	・未解決事項や例外判断などの適正な業務引継ぎの周知・徹底
③ 報告・ガバナンス体制	当社・ミライズ	・算定者・審査者の知識・経験不足	・算定・審査体制の強化
		・意思決定・管理監督ルールの不備 ・会社間業務における責任分担・意思決定ルールの不備 ・報告および意思決定に関する証跡管理ルールの不備	・管理監督責任を果たすための確認等の仕組みの構築 ・届出数値に関する重要情報の授受および誤りの報告ルールの整備

2. 本事案の原因究明と再発防止策

(①組織風土) 【当社】

発生原因	再発防止策	実施時期
■ お客さまの視点よりも社内の論理を優先した「独自の正当化理論」の存在 ✓ 算定過程における客観的な誤りであるにもかかわらず、「将来予測の前提または見積りの相違」であり、「規制料金への影響が小さい」ことなどに着目し、その重大性を認識できず、再届出が必要な事案と認識しなかった。	■ 倫理・コンプライアンスに関する教育の徹底 ✓ 経営トップがコンプライアンス意識の徹底を最優先事項として位置付けて全役職員に対して発信することで、組織に深く浸透させる。	2026年 10月
	✓ 企業理念、行動規範等を用いた倫理・コンプライアンスに関する意識向上を徹底するなど、当社が新設した組織風土改革推進部と連携し、組織全体が正しい判断を行えるような意識・行動改革を実施する。	2026年 10月～
	✓ 不適切な行為がお客さまや当社グループの信頼に与える影響について、当該事例などを用いた教育を継続して実施する。	2026年 7月～
	■ 正しい業務を遂行することに対する理解向上 ✓ 部門間交流や研修等を通じて、組織の縦割り化を防止し、横断的な連携を促進する方策を実施する。	2026年 7月～
	✓ 部会、研修などを通じて、業務遂行にあたり、自業務が次の業務ひいてはお客さまにどのような影響があるのかを理解し、当該業務においては正確性が最優先であるという意識を醸成する。	2026年 7月～
	■ 誤り・失敗への感度を高め、速やかに報告する・させる仕組みや組織風土の醸成 ✓ 上席者を慮る、異を唱えない、手を煩わせないといった文化を変え、情報を上げていくことが会社・組織を変えていくことや、報告を受けた上席者も未来志向で今後の対応をどうするかを検討していくことなど、研修の実施等を通じた組織風土の醸成を図る。	2026年 10月～
■ 小売料金を正確に算定することに対する意識の低さ ✓ 電気料金を算出する基礎となる重要な算定であるにもかかわらず、正確に算定することに対する意識が低かった。	✓ 誤り事例や上記の対策について、定期的に部会等で共有を行い、再発を防ぐためのディスカッションを行うなどして、誤りや失敗をすること自体よりも、それを隠すことが一番の誤りであり、大小に関わらず速やかに報告することを社員で共通意識化していく。	2026年 7月～
	■ 上位者判断への依存 ✓ 担当者が妥当性を確かめることなく上位者の判断に依拠した結果、組織として誤りを正す機会が失われた。	
■ 業務引継ぎ時における再検証を行う仕組み・機能の不全 ✓ 未解決事項や例外判断について再検証を求めるルール・仕組みが有効に機能していなかった。	■ 未解決事項や例外判断などの適正な業務引継ぎの周知・徹底 ✓ 業務引継ぎを「業務棚卸の機会」と位置付け、未解決事項や例外判断の理由まで記録する。引継ぎを受ける者は、引継ぎを受けた内容についての責任を負うことを理解し、その内容の妥当性を確認する。また、所属長による確認手続きの徹底と周知を通じ、適正な業務引継ぎを定着させる。	2026年 10月～

2. 本事案の原因究明と再発防止策

(②算定・チェック体制) 【当社】

発生原因	再発防止策	実施時期
■ 算定者・審査者の知識・経験不足 ✓ 本件原価算定において、3名体制により算定・審査を実施したが、<u>算定者と審査者を明確に役割分担するなどの適切な確認・算定を行うための十分な体制が取れなかった。</u> ✓ 算定者・審査者の制度に関する理解が十分でなく、審査における確認項目や方法が明確化されないまま審査が行われたことで、審査者によるチェック機能が十分に発揮されなかった。 ・ 制度や届出帳票に対する理解が不十分であったこと（割引相当額付加単価の二重計上等の算定誤りを検知できなかった） ・ 算定ロジックや参照元データの妥当性を確認する観点の不十分であったこと（数式誤りや参照先誤りを検知できなかった）	■ 算定・審査体制の強化 ✓ 業務に精通した要員の応援など、質・量ともに担保した上で、制度内容や算定ロジックについて、算定者のみならず審査者にも確実に共有し、算定根拠を十分理解するとともに、算定・審査を実施する体制を構築する。 1. チェックリストの整備 ・ <u>算定者と審査者の役割を明確に分離するなどの体制面を含め、論点のリスト化や意見照会結果の一覧化など、算定や体制整備に係る確認項目を明確化したチェックリストを整備し、所属長・審査者・算定者それぞれの品質を担保。</u> 2. チェックの多重化 ・ 複数者による確認を徹底。 3. 算定内容の可視化 ・ 算定式や参照先を可視化し、改定時には参照元データとの整合性を確認することで、誤りの早期発見を図る。	2026年 8月
	4. <u>第三者の視点を取り入れた業務品質の向上</u> ・ <u>電気事業における新たな制度の導入に伴う料金原価算定業務については、関係法令・規則に則った処理過程や算定プロセスの適正性を確保する観点から、外部のチェックなど、第三者の目線を入れ、原価算定業務の品質向上を図ることを検討する。</u>	<u>次回新制度導入時までに実装</u>

2. 本事案の原因究明と再発防止策

(③報告・ガバナンス体制) 【当社+ミライズ】

発生原因	再発防止策	実施時期
■ 意思決定・管理監督ルールの不備 ✓ 非定例的な業務を適切に管理・監督するための、最終的な意思決定者などが明確に定められておらず、算定誤りなどの問題が判明した場合の対応方針などに関するルールも整備されていなかった。	■ 管理監督責任を果たすための確認等の仕組みの構築 ✓ 非定例業務について、業務フローを明文化し、各工程における承認者等を明確化する。特に、料金原価などの監督官庁への届出については、料金原価算定部署においても管理監督者による承認を必須とし、証跡を残す仕組みを構築する。	2026年 10月～
■ 会社間業務における責任分担・意思決定ルールの不備 ✓ 中部電力とミライズとの間で、原価算定から料金単価の算定・届出に至るまでの会社間業務における責任分担・意思決定プロセスなどが、文書化などで明確にされていなかった。 ✓ 特に、算定数値に誤りが判明した際は、本来であれば、小売料金原価の届出主体であるミライズに対して「全数報告」すべきであったが、重大事象が発生した場合の情報共有、協議および対応方針の決定など、適切な意思決定を行うための仕組みが整備されていなかった。 ■ 報告および意思決定に関する証跡管理ルールの不備 ✓ 重要情報の共有や判断が口頭連絡中心で行われており、報告内容や判断根拠を記録し保存する意識が低く、ルールも整備されていなかった。	■ 届出数値に関する重要情報の授受および誤りの報告ルールの整備 1. 基準の設定 ✓ 届出数値その他重要な算定結果および、それに対する誤りまたは誤りの疑いが判明した場合は、影響額・影響範囲に関わらず主管部門への「全数報告」を必須とする。 2. 対応方法 ✓ 重大事象発生時のエスカレーション先および判断責任者を明確化する。 ✓ 主管部門への報告後は受領確認および対応方針の回答を必須とする。 ✓ 重要事項は担当者間のみで完結させず、関係部署の管理職が認識したことを確認する。 3. 連絡手段 ✓ 重要情報の授受は依頼内容や回答期限、回答先などを明記した依頼文書を発信し、回答についてもメール等の記録が残る方法で実施する。 ✓ 口頭連絡を行った場合も事後に内容や判断根拠などをメール等で記録を残し、関係者間で認識を確認する。	2026年 8月